

(第31号議案)

中野区中野四丁目地区における建築物の制限に関する条例(平成21年中野区条例第32号)新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第3条 (略) (建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区域4 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(ぬ)項に掲げる建築物</p> <p>(3) 区域5 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(り)項に掲げる建築物</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第3条 (略) (建築物の用途の制限)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる地区整備計画の区域内においては、当該地区整備計画の地区の区分に応じて当該各号に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 区域4 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(り)項に掲げる建築物</p> <p>(3) 区域5 店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物及び法別表第2(ち)項に掲げる建築物</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p>附則 (略)</p>

(参考)

建築基準法(昭和25年法律第201号)(抄)新旧対照表

改正後			改正前		
別表第2 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の3関係)			別表第2 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の3関係)		
(り)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	(略)	(ち)	近隣商業地域内に建築してはならない建築物	(略)
(ぬ)	商業地域内に建築してはならない建築物	(略)	(り)	商業地域内に建築してはならない建築物	(略)